相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県鹿足郡吉賀町立戸二〇五番地内一地、最後の住所広島市安佐南区大町西一丁目三番一三―一〇一号

被相続人　亡　齋藤るり子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月十八日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月十七日

広島市中区十日市町一丁目四番一九号

相続財産清算人　司法書士　森光　節子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市本町五丁目二六番地、最後の住所高知市竹島町一四八番地三三土州ハウス三号室

被相続人　亡　藤野　知枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月十七日

高知県吾川郡いの町上八川甲一九五五番地一

相続財産清算人　司法書士　山中　和子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市中央区鳥飼一丁目二二番地、最後の住所福岡県福岡市南区中尾一丁目三五番二八号

被相続人　亡　矢野　皞

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月三十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月十七日

福岡県福岡市中央区大名二丁目四番三八号

チサンマンション天神Ⅲ三一五号

相続財産清算人　司法書士　本田　昇

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　岩手県紫波郡紫波町犬吠森字沼口七三番九、七四番一、七五番一四　岩手県紫波郡紫波町星山字上谷地一一七番六、一一七番九、一一七番一一、一一八番、一一九番、一二〇番、一二一番、一二二番、一二三番、一二四番、一二五番、一二七番、一三四番二、一三五番一、一七九番一

二　供託所　盛岡地方法務局

三　供託番号　令和八年度金第一〇二号

四　供託金額　三〇一、四五五円

五　裁判所　盛岡地方裁判所

六　事件名　所有者不明土地管理命令申立事件

七　事件番号　令和七年（チ）第一号

令和八年七月十七日

岩手県盛岡市菜園一丁目一一番三号カガヤ菜園ビル七階　盛岡ナンテン法律事務所

所有者不明土地管理人　及川　啓紀

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　吉富　幸雄

住所　大阪市住吉区墨江中七丁目七番地ノ一

生年月日　不明

二　供託所　大阪法務局

三　供託番号　令和八年度金第三三〇九号

四　供託金額　三、二五九、三一六円

五　裁判所　大阪家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和七年（家）第八一四六九号

令和八年七月十七日

大阪市北区東天満二―六―七　南森町東一号館六階　不在者財産管理人　阪中　達彦

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　大谷キヨヒ

住所　福岡県嘉穂郡穂波町大字津原一二八九番地（日本国籍喪失時の本籍）

生年月日　昭和十一年二月二十六日

二　供託所　福岡法務局飯塚支局

三　供託番号　令和八年度金第四三号

四　供託金額　七六七、五五二円

五　裁判所　福岡家庭裁判所飯塚支部

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和五年（家）第七〇五〇号

令和八年七月十七日

福岡県福岡市中央区赤坂一丁目一三番二八号ロマネスク赤坂三〇一号岩城法律事務所

不在者財産管理人　弁護士　岩城　渉

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　被相続人　亡　山根ゑつ子

最後の住所　鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下九四五番地三六　町住Ｍ―一号

生年月日　昭和十年一月五日

死亡年月日　令和七年二月十九日

二　供託所　鳥取地方法務局倉吉支局

三　供託番号　令和八年度金第二二号

四　供託金額　三九、〇五五、〇八〇円

五　裁判所　鳥取家庭裁判所倉吉支部

六　事件名　相続財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和七年（家）第四四三号

令和八年七月十七日

鳥取県倉吉市駄経寺町二丁目一八番地

相続財産管理人　司法書士　小泉　寿幸

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年７月17日

記

［掲載順序］　①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①寺村商事　②京都府知事(2)第13708号　③寺村佳子　④京都府綴喜郡井手町大字多賀小字東松ヶ花５番地　⑤1000万円　⑥京都府知事　⑦京都府綴喜郡井手町大字多賀小字東松ヶ花５番地　寺村商事　寺村佳子

①みすず住販　②大阪府知事(4)52470　③富井正惠　④大阪府柏原市上市１―２―３　602号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府柏原市上市１―２―３　602号　みすず住販　富井正惠

①双日九州株式会社　②福岡県知事(5)015014　③代表取締役社長　泉谷幸児　④福岡県福岡市中央区天神１―４―２エルガーラ５階　⑤1000万円　⑥福岡県知事　⑦福岡県福岡市中央区天神１―４―２エルガーラ５階　双日九州株式会社　代表取締役社長　泉谷幸児

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

令和八年七月十七日

一、墳墓等所在地　鳥取県米子市岩倉町九九番地

一、墳墓等の名称　凉善寺　①宮崎家之墓　②先祖代々之墓　③松本家　④住田家累代之霊碑　⑤渡邉家之墓　⑥不詳　⑦河崎家累代之墓　⑧不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍　①から⑧全て不詳　①氏名　宮崎達久　宮崎久男　宮崎アイ子　②氏名　天野睦夫　天野令子　③氏名　松本千萬子　松本萬蔵　④氏名　住田美彌子　⑤氏名　渡邉功子　⑥氏名　吉塚かめ　⑦氏名　河崎幸子　河崎薫　河崎義明　河崎福　⑧氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　鳥取県米子市岩倉町九九番地　宗教法人凉善寺　代表役員　高梨博昭